

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年10月1日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 行政財産使用料は、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合は、翌会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるが、10月になって収入調定していた。（西讃保健福祉事務所）</p> <p>イ 支出事務について （ア） 会議用のお茶（ペットボトル）を購入する際、物品購入伺で決裁を受けた数量以上に購入していた。 また、残余分が多い場合は購入を控えるなど、経費の削減に努める必要がある。（東讃保健福祉事務所） （イ） 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会に対する補助金について、履行確認が年度内になされていなかった。 また、額の確定調査が実施されておらず、額の確定通知も出されていなかった。（障害福祉課）</p> <p>ウ 契約について （ア） 障害者アート特別啓発事業業務委託について、事業終了後相当期間経過しているが、実績報告書等が提出されておらず、履行確認もできていなかった。（障害福祉</p>	<p>ア 収入事務について 今後は適正な時期に使用料の収入手続を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 支出事務について （ア） 購入する際は、物品購入伺で決裁を受けた数量どおり購入するよう職員に周知徹底するとともに、支出負担行為担当者が執行伺の決裁時に確認する。 また、今後は、残数量が多くならないよう計画的に購入する。 （イ） 直ちに履行確認と額の確定調査を行い、額の確定を通知した。</p> <p>ウ 契約について （ア） 直ちに実績報告書の提出を求め、履行確認を実施した。</p>

	<p>課)</p> <p>(イ) 委託業務に係る執行伺の起案年月日が委託期間の始期よりも後の日付になっているにもかかわらず、委託期間の始期の日付で決裁しているものがあった。(健康福祉総務課)</p> <p>エ 物品の管理について</p> <p>(ア) デマンド監視装置について借入品出納保管簿に登記されていなかった。(東讚保健福祉事務所)</p> <p>(イ) 郵便切手類受払簿について、年の記載、月計、累計、繰越処理、物品出納命令者印及び訂正印がないものがあった。</p> <p>また、繰越年月日を誤っているものがあった。(子ども女性相談センター)</p> <p>(ウ) 西部子ども女性相談センターの郵便切手類受払簿について自主検査がされていなかった。(子ども女性相談センター)</p> <p>(エ) リース車両の借入品出納保管簿を作成する必要がある。</p> <p>また、リース車両及び借り入れたパソコンについて共用責任者の指定簿を作成する必要がある。(子ども女性相談センター)</p> <p>(オ) 駐車場回数券受払簿に領収書が添付されていないものがあった。(精神保健福祉センター)</p> <p>(カ) 郵便切手類受払簿について、金額を上書きして修正しているものがあった。また、払出金額が記載されていなかった。(精神保健福祉センター)</p> <p>(キ) 消防設備の不良箇所の改善は、早急に対応する必要がある。(西讚保健福祉事務所)</p>	<p>(イ) 職員に対して指導を行うとともに、今後は、このようなことが発生しないよう適正な事務執行に努める。</p> <p>エ 物品の管理について</p> <p>(ア) 直ちに借入品出納保管簿に登記した。</p> <p>(イ) 直ちに訂正、押印等を行い、適正に処理した。</p> <p>(ウ) 今後は、所長が年2回以上自主検査を実施する。</p> <p>(エ) 直ちに、リース車両の借入品出納保管簿並びにリース車両及び借入パソコンの共用責任者の指定簿を作成した。</p> <p>(オ) 今後は、領収書を添付するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(カ) 今後は記載を正確に行うとともに、二重線を引いて訂正し、作成者の訂正印を押印するように、職員に周知徹底した。</p> <p>また、払出金額については、直ちに記載した。</p> <p>(キ) 消防設備の改善内容について消防署と協議を行うなど、早期改善に向けた取組を進めている。</p>
--	---	--